

第298回

長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

令和5年12月14日(木)

於：県北振興局天満庁舎2階A会議室
(佐世保市)

第298回長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和5年12月14日(木) 15時45分 ～ 17時00分
2. 通知年月日 令和5年12月6日(水)
3. 公示年月日 令和5年12月6日(水)
4. 公示の場所 総務文書課、各振興局並びに関係各市町と関係各漁協に公示の依頼を行った。
5. 開催場所 県北振興局 天満庁舎 2階 A 会議室 佐世保市天満町1-27
6. 出席委員 安永光幸、浦田和男、大久保照享、志水正司、高平真二、吉浦英男、溝口悦雄、片岡一、山中兵恵、中山等、後藤正喜、中原康壽、田添伸
7. 欠席委員 豊増見喜雄、萬屋隆則
8. 出席者 委員会事務局 琴岡局長、笹山次長、前川係長、青木書記
貞松係長(壱岐駐在)
漁業振興課 松尾企画監、本田参事、吉川係長、西村主任技師
漁港漁場課 大隈課長補佐
9. 議案
 - ・第1号議案 長崎県北部海区漁場計画の変更(案)について(諮問)
 - ・第2号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)
 - ・第3号議案 県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について
 - ・第4号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
 - ・第5号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
 - ・その他 令和5管理年度におけるまあじの追加配分について
令和5管理年度におけるまさば及びごまさばの追加配分について

10. 議 事

開 会 15:45

(15時45分 開始)

事務局長

ただいまより、第298回 長崎県北部海区漁業調整委員会を開催いたします。

改めまして、事務局長の琴岡でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の出席委員についてご報告いたします。本日は、豊増委員、萬屋委員が欠席ですが、13名の委員に出席いただいておりますので、本委員会は成立いたします。

それでは、以降の進行を山中会長にお願いいたします。

会長

それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名します。本日の議事録署名人は、「大久保委員」と「高平委員」にお願いします。

本日の議題はお手元の資料のとおり、

- ・第1号議案 長崎県北部海区漁場計画の変更(案)について(諮問)
- ・第2号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)
- ・第3号議案 県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について
- ・第4号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
- ・第5号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
- ・そ の 他 令和5管理年度におけるまあじの追加配分について
令和5管理年度におけるまさば及びごまさばの追加配分について

となっております。

また、本日16時から16時10分まで、第1号議案に関する公聴会を開催することになっておりますので、あらかじめご了解願います。

それでは、第1号議案「長崎県北部海区漁場計画の変更(案)について(諮問)」を上

程します。事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読)

漁業振興課

(資料説明)

○第1号議案 長崎県北部海区漁場計画の変更(案)について

- ・令和5年1月の時化により宇久小値賀漁協自営の大型定置(北定7号)が被災、操業が出来ない状態となっている。
- ・現在の場所が時化に影響を受けやすい場所であるため、新たに漁場(北定計9号)を設定しようとするもの。
- ・漁場計画としては現在の漁場を削除し、新たな漁場を追加する内容。

会長

ただいま、説明がありました。何かご質問等はありませんか。

高平委員

異議なし。

片岡委員

前回の件があったので、お尋ねしますけども、関係地区に問題点等はないか確認されているんですか。

漁業振興課

今回は個別漁業権になりますので、関係地区は設定の必要がありません。調査もさせていただいております。

片岡委員

次回からは調査をいつ実施したかや何を聞いたかなどを出してください。

漁業振興課

わかりました。

会長	近隣の漁協の同意も得ているということですね。
漁業振興課	はい。
会長	他に何かご質問等はございませんか。
各委員	ありません。
会長	ご質問等もないようですので、第1号議案「長崎県北部海区漁場計画(案)について」は、16時10分の公聴会終了後に採決することといたします。
会長	続きます、第2号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	(諮問文朗読、資料説明) ○第2号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問) 【本庁専決許可】 ・いかつり 郷ノ浦 1件 【壱岐振興局専決許可】 ・いわし、あじ、さば浮き敷網漁業 2件 ・かご(はえなわ式雑魚かご)漁業(箱崎地区) 1件 ・さんま、かます流し網漁業(箱崎地区) 2件 一旦、ここで説明を中断させていただきます。

会長 説明の途中ですが、公聴会の時間となりましたので、委員会を休会し、公聴会を開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

会長 ご異議等ないようですので、ここで委員会を休会し、公聴会を開催します。

(公聴会開始)

会長 事務局に利害関係人からの発言申し込みはありますか。

事務局 発言申し込みはありません。

会長 利害関係人からの発言申し込みはないとのことですので、公聴会は、発言の申し込みがあり次第、再開するということで一旦公聴会を休会し、委員会を再開したいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

会長 ご異議等ないようですので、ここで公聴会を休会し、16時10分に再開いたします。

(公聴会休会)

会長 それでは、委員会を再開します。説明の続きをお願いします。

事務局

(資料説明続き)

○第2号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)

【壱岐振興局専決許可】

・さんま、かます流し網漁業(箱崎地区)2件

会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

各委員

ありません。

会長

ご質問等もないようですので、諮問ごとに分けて採決します。

はじめに、本庁許可の「小型いかつり漁業」について、諮問原案どおり公示する内容及び有効期間を短縮して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので本庁許可の「小型いかつり漁業」について、諮問原案どおり公示する内容及び有効期間を短縮して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、壱岐振興局専決許可の「いわし、あじ、さば浮敷網漁業」について、諮問原案どおり公示する内容を定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員	異議なし。
会長	ご異議もないようですので「いわし、あじ、さば浮敷網漁業」について、諮問原案どおり公示する内容を定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。
会長	つづきまして、壱岐振興局専決許可の「かご(はえなわ式雑魚かご)漁業(箱崎地区)」及び「さんま、かます流し網漁業(箱崎地区)」について、諮問原案どおり公示する内容及び有効期間を短縮して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
会長	ご異議もないようですので「かご(はえなわ式雑魚かご)漁業(箱崎地区)」及び「さんま、かます流し網漁業(箱崎地区)」について、諮問原案どおり公示する内容及び有効期間を短縮して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。
会長	<p>続きまして、第3号議案「県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について」を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(協議文朗読)
漁港漁場課	(資料説明)
	<p>○第3号議案 県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壱岐勝本辰ノ島西工区に現在既に設置されている魚礁の周辺に、魚礁を追加整備するもの。

会長

時間となりましたので、説明の途中ですが、委員会を休会し、公聴会を再開します。

(公聴会再開)

会長

時間となりましたので、以上で、公聴会を終了します。

(公聴会終了)

会長

それでは委員会を再開いたします。

第3号議案の説明のつづきですが、まず、第1号議案の採決を行います。

それでは第1号議案「長崎県北部海区漁場計画の変更(案)について」、採決いたします。第1号議案については、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定してよろしいですか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議等もないようですので、第1号議案については諮問原案通り変更して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

それでは、第3号議案の説明の続きをお願いします。

漁港漁場課

(資料説明続き)

〔○第3号議案 県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について〕

会長

ただいま、説明がありましたが。何かご質問等はございませんか。

各委員

ありません。

会長

他にご質問等もないようですので、第3号議案は漁業調整上の支障はない旨、回答することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第3号議案「県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について」は、漁業調整上の支障はない旨、回答することに決定いたしました。

会長

続きまして、第4号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読)

漁業振興課

(資料説明)

○第4号議案 長崎県資源管理方針の変更について

①「かたくちいわし」「うるめいわし」を TAC 管理魚種として追加

3段階のステップを踏みながら本格的な TAC 管理に移行

②「まいわし」が「現行水準」管理から「数量明示」管理に

・これまで現行水準以上に漁獲量を増加させない「現行水準」管理であったが、本県の漁獲シェアが上位に入ったことから、令和6管理年度から漁獲可能数量が明示される「数量明示」になる。

・県内での管理は、漁獲の大部分を占める「中型まき網漁業」に対しては知事管理漁獲可能量を割り当て、「その他漁業」には現行水準として目安数量を示す。

③資源管理計画から資源管理協定への移行に伴う対象魚種の追加

・自主的な資源管理を行う対象魚種として、「へだい」「ちだい」を追加

・「へだい」は西有家町漁協のさし網漁業の対象種

・「ちだい」は平戸市漁協獅子と新松浦漁協のごち網漁業の対象種

会長

ただいま説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

高平委員

(2)において、漁獲可能量として16,400トンと記載があるが、松尾企画監から説明を受けたのはこのことか。

漁業振興課

ただいまご説明がありましたとおり、令和6管理年度から数量明示県となりまして、当初の配分が16,400トンとなっております。ただし、状況から言うと今年非常に獲れていまして、9,500トンのTACの目安の中で23,000トン獲れているという状況です。16,400トンでは足りませんので、国が44,000トンの留保枠を持っておりまして、そこから今話し合いで追加で貰う段取りができています。それが来るのが、今の予定では1月末に留保枠を貰う要望をしております。

高平委員

まだもらえていないんですね。私はできているものだと思っていた。

漁業振興課

仕組みとしましては、紙のやり取りをしてからの話になるのですが、石川県と島根県と長崎県と大中型まき網の4者の話し合いをして、こういう配分を受けたいという合意が得られれば、国の方も、ほぼほぼ数量をくれるということになっております。一応、意思決定はできています。ただ、最終的に紙でやり取りしますので、そのやり取りが1月ぐらいになるということで、その手続きが終われば配分が来ることになります。

スタートから欲しいという気持ちも私たちにもありますが、留保というのは漁業の状況に応じて貰っていくという枠ですので、いきなり最初から足りないという前提で貰うのはやはり考え方としておかしいだろうということで、やっぱり、TACが1月からスタートして、恐らく2月、3月に大きなマイワシの波が来ると思いますので、それに備えて、スタートしてから1月末に留保を追加であげましょうという考え方をしてくださいということで、万単位で待たないといけないという状況で、スタートは16,400トンで、ただし、追加で16,500トンを今貰おうとしていますので、それが入れれば32,900トンになるという準備をさせていただいているところです。

高平委員

今の説明はわかりました。

結局、マグロにしても何にしても、これだけいろんなコンピューターなどが進んでいるのに、なぜ過去の実績というのに昔からこだわっているのか。イワシなんて去年から獲れ出していると誰でも知っているのに、また過去の実績ばかり持ってきて、それではいけないと思います。何のために機械などの技術が進んでいるのですか。

漁業振興課

ご心配の状況につきましても、その認識は県も同じであります。先ほど申しました関係者、数量明示を受けている3県と大中型まき網の漁業者も同じ考えであります。高平委員がおっしゃられたとおり、上振れしている状況をどうやって解決していくのかという同じ思いがありまして、今までもずっと事あるごとに国にはこの解決を求めてきておりますが、一向に進まない状況がありますので、私たち関係県と大中まき網とで話し合い、国に具体的にどういう解決をした方が良いということを提案するような会議をつい最近立ち上げたばかりですので、やっぱりそういった課題は皆さん同じですので、その不安を少しでも解消できるように、私たちも国との交渉を具体的に進めるような努力をしていきたいということで、具体的に成果は見えていませんが課題は課題として持っていますので、そういう形でちょっとでも進むように、TACを貰えるように進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

高平委員	後手にならないようにどんどん進めてください。
会長	ほかにご質問等はございませんか。
各委員	ありません。
会長	ほかにご質問等もないようですので、第4号議案は諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
会長	ご異議等もないようですので、第4号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」は、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。
会長	続きまして、第5号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	(諮問文朗読)
漁業振興課	(資料説明) ○第5号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について 1月1日から新たな管理年度になるため、既存の TAC 魚種である「まあじ」「まいわし」「さんま」と、令和6年度からステップアップ管理対象となる「かたくちいわし」「うるめ

「いわし」について知事管理漁獲可能量を設定するもの。

- ・まあじ長崎県枠 R5:19,700t→R6:24,400t
- ・まいわし長崎県枠 R5:現行水準(目安 9,520t)→R6:16,400t
- ・さんま長崎県枠 R5:現行水準→R6:現行水準
- ・かたくちいわし長崎県枠 R6:77,000tの内数(参考値 38,075t)
- ・うるめいわし長崎県枠 R6:44,000tの内数(参考値 12,559t)

会長 ただいま説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

会長 ほかにご質問等もないようですので、第5号議案は諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

会長 ご異議等もないようですので、第5号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」は、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長 続きまして「その他」につきまして、「令和5管理年度におけるまあじの追加配分について」報告がありますので説明をお願いします。

漁業振興課 (資料説明)

- その他 令和5管理年度におけるまあじの追加配分について
 - ・2回目の追加配分

・TAC の数量明示を受けた関係者合意のルールに基づいて、国に追加配分の要望を行った結果、国の留保から追加配分。
・本県への追加配分は 2,000 トン

漁業振興課 引き続き、さば類も説明してよろしいでしょうか。

会長 はい。

漁業振興課 (資料説明)

○その他 令和 5 管理年度におけるまさば及びごまさばの追加配分について
・TAC の数量明示を受けた関係者合意のルールに基づいて、国に追加配分の要望を行った結果、国の留保から追加配分。
・本県への追加配分は 2,800 トン

会長 ただいま報告がありましたが、何かご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

会長 ご質問等ないようですので、以上で「令和 5 管理年度におけるまあじの追加配分について」及び「令和 5 管理年度におけるまさば及びごまさばの追加配分について」報告を終わります。

会長 ほかに何かございませんか。

片岡委員 要望になるのですが、2点あります。

1点目は、以前、高平委員からもありましたが、今回、資源管理という話題が出ました

ので、資源管理という名の下に漁業者の負担が増えております。状況は良くなっていない中で、負担が増え、皆さん頭を悩ませています。その中で県が何か改善案でありますとか何か方法をしっかり考えていただいて、それをこの場でも皆さんに対して教えていただきたい。そこに対しては回答がないのでしっかりと作っていただきたい。

2点目は、諮問継続中の案件があります。それに関してどう扱うのか、どういう風にするのか全く話がないので、そこは今日は回答できないのかもしれませんが、どうなっているのでしょうか。

漁業振興課

1点目について、片岡委員からお話がありました漁業者さんの負担が増えているということについてですが、一番ここで言うとサバが多く獲れていまして、TAC のスタートが18,100トンとそもそも凄く少ないTACであったというところで、どんどん魚が獲れまして、最後足りなくなった状況で、国の方から追加配分を貰ったということで、資源評価で出された TAC ということでありますので、それを超えないようにするということが我々の責務でもありますが、そうは言え、漁業経営というものもありますので、まずは TAC を貰って皆さんが操業停止にならないような努力をしたいということ、先ほど、1つ説明しましたが、やはりこういった浮魚資源というのはかなり急に増えたり急に減ったりという現象がある魚です。そういったものが、資源評価とマッチしているのかという疑問がありますので、評価の精度を上げていただきたいということと、そういう評価に合わない状況になったときに、TAC 数量を守るということじゃなく、できるだけ漁師さんたちが獲れるような仕組みづくりをしていかないと、この TAC 制度と漁業の経営というのが成り立ちませんので、そういうものを具体的に国に求めていくこと、国に求めるだけでなく関係県で話し合い、どういう方策が取れるかということをしちんと国に明示して、そういう対策を具体的に引き出していくことをやっていきたいということ、魚が獲れないと経営に影響が出るということで漁業収入安定対策という形で、マグロについては 95%までが保障を受けるという風になりますので、そういった国の対策をうまく使っていただきたいということ、あとは、TAC 対象魚種が増えていくと漁協の管理が非常に大変になっていくということで、今は

FAX や紙ベースで報告を受けているところを電子化、データで報告を受ける改修をしました。今、各漁協からデータを受ける際のエラー対応等を行っていますので、こういった報告体制をきちんと作り上げて、できるだけTAC管理において、漁協の負担がないように漁業経営に影響がないようにということをご数年で解決していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひますし、ご協力をいただきたいと思ひます。

漁業振興課

2点目の免許の件については、今3回目の質問をいただいているところであります。それにつきましては、準備をしているところでありますので、でき次第、回答をお返しいたひと思ひます。今後の解決の方策につきましては、各委員とお話し合いをさせていただいて、どのような形で解決に持っていくのかということを探索していきたいと思ひますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思ひます。

会長

ほかに何かござひませんか。

事務局

1点だけご報告したいと思ひます。

9月に開催された第295回漁業調整委員会において、高平委員から漁場環境調査についてご質問がありましたので、整理してご回答いたします。

まず、持続的な養殖生産確保を目的とした漁場改善計画を漁協等の区画漁業権者が策定し、それに基づいて行う調査が1つあります。そして、県が漁場環境の変化に伴う漁業被害を未然に防止するために行う漁場環境調査が1つあります。具体的には、溶存酸素等を定期的に調査しております。さらには、漁協等が自主的に行う赤潮調査や水産試験場等が行う赤潮調査があります。

以上で報告を終わります。

高平委員

資源管理について、海の中にアジやサバ等がどれくらいいるのか、増えたのか減ったのか、誰が知っているのですか。

漁業振興課

国の評価というのは試験研究機関において漁業者が漁獲したものをデータとして集積しています。あとは、卵の量がどれくらいあるかというような調査、標本船を使って1操業当たりどれくらいの魚が獲れるかというような調査といった色々なものを集めてコンピューターで計算を行っています。誰が知っているかという回答にはなりません、研究機関がそういったデータを基にはじき出しているということが今の TAC の資源評価になります。

高平委員

それがわかっているのであれば、卵を産めば1年後、2年後にどれくらい増えるかわかるではないですか。それが爆発的に増えたのだ、去年まで獲れていなかったのに TAC の数量を抑えるのだ、卵が多かったなら来年は増えるぞと言っても良いではないか。

漁業振興課

非常にそこが限界もあるところで、卵が生まれて孵化して資源に加入すれば比例的に伸びていくのですが、生まれた後の環境変化によってガクッと減ってしまったりすることもあります。調査をしているんですが。

高平委員

科学者のようなことは言わないで欲しい。

溝口委員

いつも科学的見地からとか言っているが、ほとんど漁師が漁獲した量しか計算していないと思います。結局、アジにしてもサバにしてもマグロにしても、科学的根拠が合っていないか。今年の配分を考える際には、そここのところの柔軟な姿勢を示してもらわなければ、漁師は目の前にいっぱいいる魚を獲りたくて仕方がないのに獲れなくなります。

あまり科学的見地を信用できないので、有識者か大学院か水研かわかりませんが。

高平委員

漁師の足かせになるようなことをしないで欲しい。

漁業振興課

現場の漁師さんの感覚と資源評価が乖離していることが1つの原因でありますので、そこは少しでも近づけるように仕組みや考え方を国と一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

片岡委員

一番大事なデータを集めるという部分を現場に任せていますが、任せざるを得ないのかもしれませんが、その根拠の正確性というのは確認されているのですか。根拠というのが一番大事なところだと思います。漁業者が困っているところだと思いますので、最終的に結果が違うというのは、結果の出し方が間違えている可能性もあるかもしれませんが、根拠が間違えている可能性もあると思っておりますので、そこに対しての整合性を合わせるというか、確認を誰かされているのでしょうか。来たものをそのまま大丈夫と受け入れているのか。

漁業振興課

今のシステムとしては、漁獲成績報告に依存しているところが事実としてあります。ただし、その裏を取るために生態調査だとか卵量調査だとかいうような別のデータをきちんと裏付けを取りながら、評価していくところが限界だと思います。

漁獲成績をきちんと正確に取るということであれば、たとえば、現場に人間を張りつけるであるとかそういったことも必要であると考えられますが、今のマンパワーの状況や費用の問題から現実的ではありません。まずはみなさんにきちんと正確な報告をしてくださいとお願いして、できる限り科学的に裏付けを取って、できる限り正しい資源評価をしていくというのが今のスタイルだと思いますが、今後、技術ができていくと思っておりますので、技術や知恵を使いながら、精度を高めていくことができると期待したいと思っております。

水産試験場におきましても、スルメイカやアカムツといった魚種において、定期的に箱ごと送ってもらい、重さに対する尾数がどれだけ入っているのか、どういう風な成熟状

態にあるのかといったところを、もちろん全漁協カバーすることはできませんが、標本ということでデータを回収してそれを水研とやり取りして日本全国のデータを合算するという形で資源評価の向上を行っておりますので、漁獲報告だけではなく、そういった補足的な調査というものを行っておりますので、ご報告させていただきます。

会長 他に何かありませんか。

会長 議題に上がったことはちゃんと漁業者の意見ですので、それをしっかりとしてください。勝手に免許を出すようなことはしないようにしてください。皆さん、真珠の問題は打ち切りではありませんので、審議継続としてよろしいですか。

各委員 異議なし。

会長 片岡委員いいですか。

片岡委員 はい。

会長 この真珠の件は解決していません。審議中と言う事で異議ありませんか。

各委員 異議なし。

会長 それと、会長名で知事宛てに質問書を出しておりますので、山中が勝手なことをしているとは言わないでください。漁業者の意見を聞くという 70 条に則っていくということでよろしいですか。

各委員 異議なし。

会長 他に何かありませんか。

各委員 ありません。

会長 他にご意見等もないようですので、これもちまして、第297回、第298回の両長崎県北部海区漁業調整委員会を閉会します。
ご審議、ありがとうございました。

<閉 会>

閉 会 17:00

以上の議事に顛末を記載し、これと相違ないことを証するため、会長は、議事録署名人とともに押印する。

会 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印